

## 令和 7 年度医学生のための産婦人科セミナー実施要綱

- |    |           |                                                                                                                        |
|----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 目 的       | 産婦人科医療の学習を希望する医学生に対して、周産期医療及び産婦人科学の臨床・研究への考え方を学べる基礎的な講座の場を提供することにより、大阪における産婦人（産）科医の確保に資することを目的とする。                     |
| 2  | 実 施 主 体   | 大阪府、産婦人科診療相互援助システム（以下「OGCS」という。）                                                                                       |
| 3  | 対 象 者     | 医学生（主に 5 年生）                                                                                                           |
| 4  | 会 場       | クロス・ウェーブ梅田                                                                                                             |
| 5  | 人 数       | 24 名程度                                                                                                                 |
| 6  | 実 施 日     | 令和 8 年 1 月 24 日（土） 13 時 00 分～17 時 30 分                                                                                 |
| 7  | 内 容（予定）   | (1) 受講者全員を対象とした講義<br>(2) 各グループを対象とした実技学習<br>(3) その他、主催者が必要と認める事項                                                       |
| 8  | 募 集 方 法   | 全国の医学部等へ募集案内を送付し、参加を希望する者が大阪府ホームページ内の参加申込フォームからインターネットで申込を行うものとする。                                                     |
| 9  | 募 集 締 切   | 令和 7 年 11 月 30 日（日）                                                                                                    |
| 10 | 受 講 者 決 定 | 大阪府は、選考の上受講者を決定し、令和 7 年 12 月 15 日（月）までに該当者に受講可否をメールにて送付する。                                                             |
| 11 | 費 用 負 担   | 受講料は徴収しない。<br>ただし、交通費等の実費については、受講者の負担とする。                                                                              |
| 12 | 変 更 調 整   | 受講者の確定後、受講者の人数等に変更があった場合は、キャンセル待ちの参加希望者へ連絡して調整する。                                                                      |
| 13 | そ の 他     | (1) 講師は、講義を実施することが出来ないと思われる事例が起こったときは、速やかに、大阪府並びに OGCS に相談するものとする。<br>(2) 上記相談があった場合、大阪府及び OGCS は協議の上、実施の可否を決定するものとする。 |